

土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用状況

今回の汚染土壌掘削除去工事で A3-5、A3-9、B2-2、B2-5 の 4 区画で汚染土壌は全量掘削除去された。土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用状況を明らかにした図を図 6.1 に示す。

形質変更時要届出区域所在地：大阪府枚方市新町二丁目 300-15 の一部（地番表示）

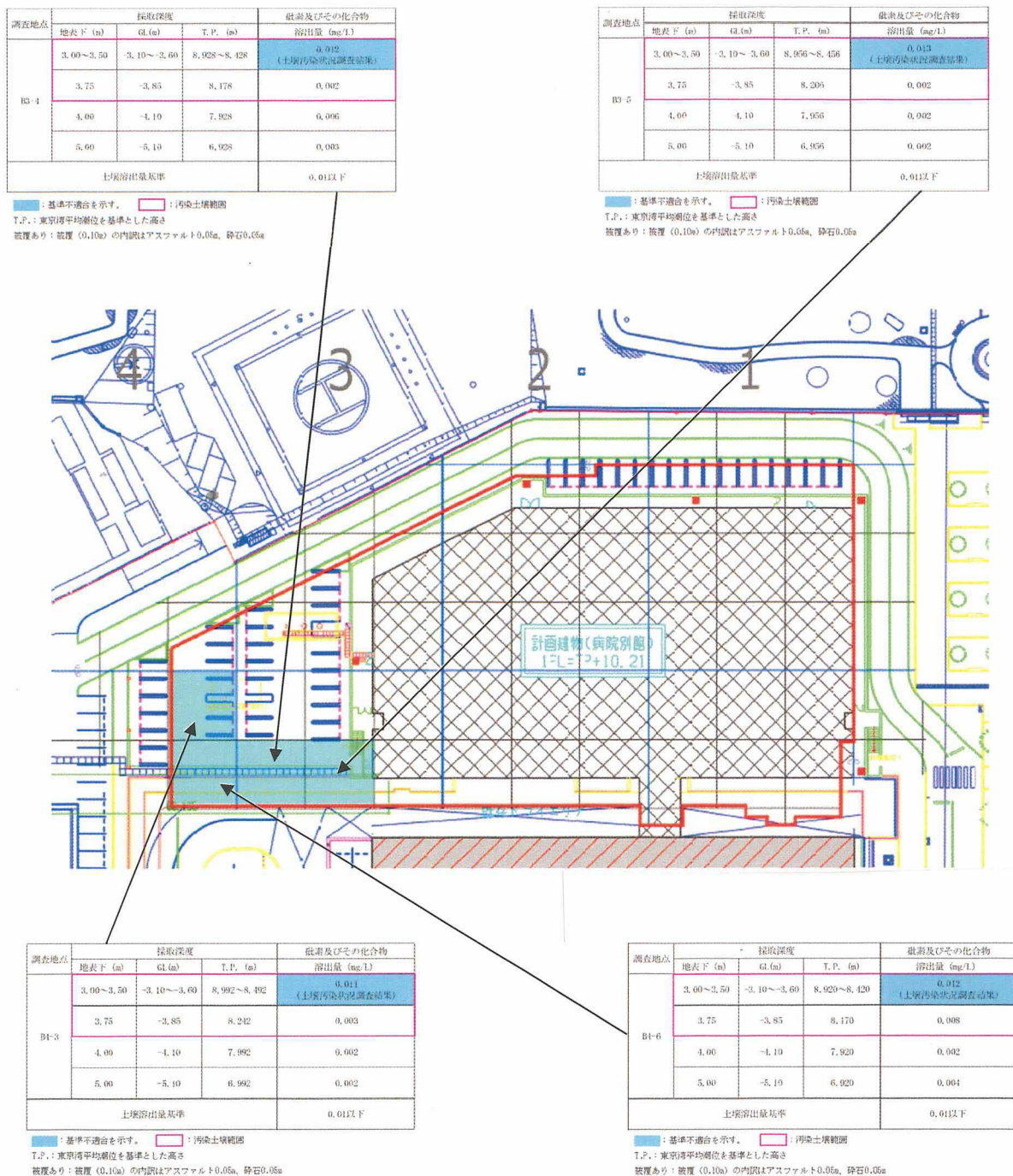


図 6.1 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用状況を明らかにした図